

庄原市における地域公共交通会議・法定協議会の運営について

1. 趣旨

法令に規定されている、市町村が主体となる地域公共交通に関する協議組織は、道路運送法に基づく「**地域公共交通会議**」と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「**活性化再生法**」という。）に基づく「**法定協議会**」がある。

これらの会議は、法令上の枠組みが異なるものの、地域住民、利用者、地方公共団体、交通事業者等の協働により地域公共交通を確保していくという視点では共通していることから、地域公共交通会議を法定協議会として位置付けることもできるとされている。

「第 2 期庄原市生活交通ネットワーク再編計画（計画期間：平成 28～32 年度。以下「第 2 期再編計画」という。）」の計画期間終了後の次期計画については、活性化再生法に基づく法定計画とする予定であることから、庄原市地域公共交通会議を法定協議会として位置付けることとした。

（令和 2 年 2 月 28 日開催の庄原市地域公共交通会議において承認）

なお、2 つの会議の目的を達成するため、設置要綱を全部改正して運営要綱に改め、委員及び会議の構成を変更するとともに、会議の運営に必要な事項を加えた。

	地域公共交通会議	法定協議会
法令根拠	道路運送法（平成 18 年）	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年）
目的	地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要なバス事業、市町村運営有償運送事業を行うために必要な協議を行う。	地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取り組みや創意工夫を、総合的、一体的かつ効率的に推進するため、多様な交通機関を対象として、計画を作成し、事業を実施することを目的とする。
メリット	＜協議が整った場合＞ コミュニティバス、乗合タクシーの許認可、運賃・料金の手続き、標準処理期間の短縮等に関する特例の適用を受けることができる	＜協議が整った場合＞ 計画の策定、同計画実施への許認可手続きの簡素化、地方債の特例措置 ※今後、運行補助金の交付要件となる見込み
対象となる交通機関	乗合バス・乗合タクシー・自家用有償運送	地域旅客運送サービス※（鉄軌道、バス、タクシー、旅客船等）
構成員	○主宰者（地方公共団体の長） ○バス・タクシー事業者 ○住民又は旅客 ○地方運輸局長 ○運転者が組織する団体 （任意）道路管理者・県警・学識経験者	○地方公共団体 ○公共交通事業者等 ○事業を実施すると見込まれる者 ○地域公共交通の利用者 ○道路管理者、港湾管理者、関係する公安委員会、学識経験者ほか
参加応諾	参加応諾義務なし	参加応諾義務あり
協議結果への対応	法律上規定なし	協議会参加者は、協議結果の尊重義務あり
事業の実施	行えない	行える

※「地域旅客運送サービス」とは

地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における旅客の運送に関するサービス（活性化再生法第 1 条本文中）

2. 所掌事務（第2条）

「地域公共交通会議」と「法定協議会」の両方の目的を達成するため、所掌事務を次のとおりとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関し必要な協議を行うこと。【地域公共交通会議】
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関し必要な協議を行うこと。【地域公共交通会議】
- (3) 計画の作成及び変更に関し必要な調査及び協議を行うこと ※【法定協議会】
- (4) 計画の推進に関し必要な協議及び連絡調整を行うこと ※【法定協議会】
- (5) 計画に基づく事業の実施に関すること ※【法定協議会】
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること【地域公共交通会議・法定協議会】

3. 委員構成等（第3条）

活性化再生法に基づく地域公共交通計画は、地域公共交通ネットワークの形成に加え、持続可能性のある地域旅客運送サービス提供の確保を目的としていることから、法の規定に基づき追加する委員のほか、商工及び観光の関係者を委員に加えた。(※追加)

- (1) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (2) 住民又は利用者
- (3) 広島運輸支局長又はその指名する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が加入する団体の代表者
- (5) 庄原警察署長又はその指名する者 ※
- (6) 鉄道事業者 ※
- (7) 道路管理者 ※
- (8) 観光団体の代表者 ※
- (9) 商工団体の代表者 ※
- (10) 学識経験を有する者
- (11) 広島県の職員
- (12) 市の職員
- (13) その他市長が必要と認める者

4. 役員（第5条）

法定協議会は、協議会として、事業を実施することができる。事業実施のため、協議会は会計を持って収支を行うことから、役員に「監事2名」を追加する。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 監事2名 ※

5. 会議（第6条）

地域公共交通会議の会議は、次の通り運営する。

- ・会議は、会長が招集し、議長となる。（第1項）
- ・会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。（第2項）
- ・議決は、出席した委員の過半数の同意による。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。（第6項）
- ・委員が、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができるものとし、その場合は、あらかじめ代理者を報告する。また、代理者を当該委員の出席とみなして、協議及び議決に参加させる。（第3項・第4項）※
- ・会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うことができる。（第7項）※
- ・会長は、協議に必要があると認められるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。（第8項）※

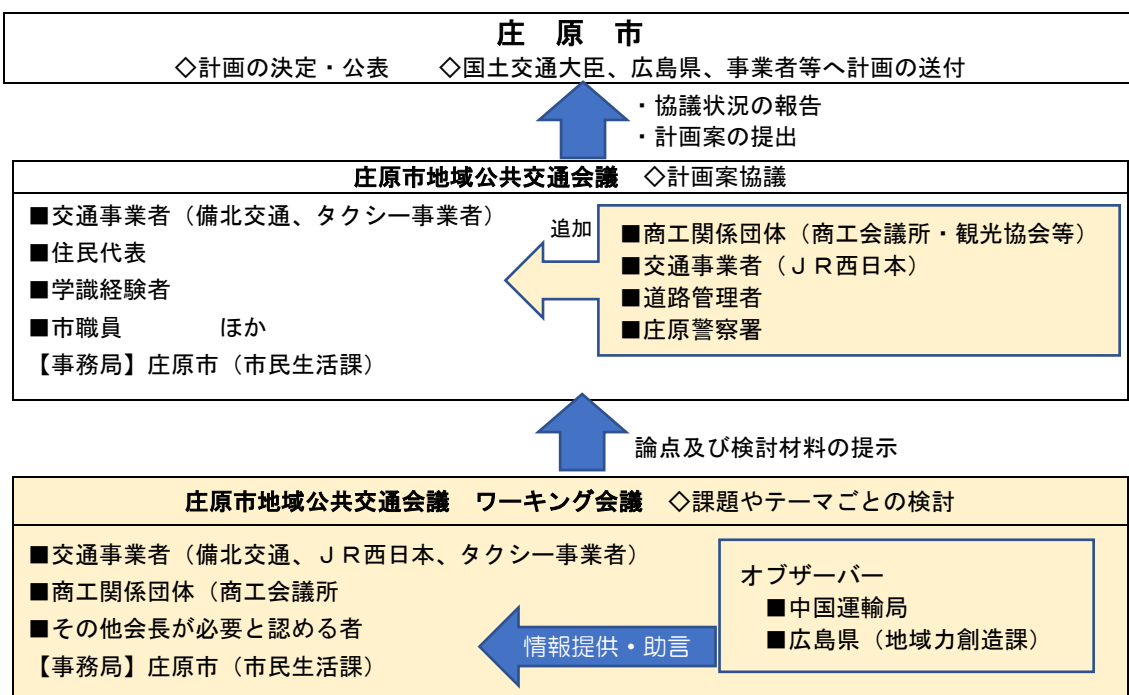
例：道路運送法の規定に基づく協議を行う場合、該当地域の自治振興区代表者等を協議に加える など

6. 協議結果の取扱い（第7条）※

活性化再生法第6条第5項の規定に基づき、委員及び関係者は、交通会議において協議が整った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

7. ワーキング会議の設置（第8条）※

地域公共交通会議の協議内容や構成員が多岐にわたることから、課題やテーマごとの議論がより深まるよう、下部組織となる「ワーキング会議（仮称）」を設置し、交通会議に付議する事項の具体的な検討を行うこととする。



- ・ 地域公共交通会議の所掌事務に関する具体的事項について、調査、研究及び検討するため、交通会議にワーキング会議を置くことができる。(第1項)
- ・ ワーキング会議は、地域公共交通会議が必要と認めたものにより構成する。(第2項)
- ・ ワーキング会議の座長は、ワーキング会議を構成する者のうちから、会長が指名した者とする。(第3項)
- ・ ワーキング会議は、座長が招集し、議長となる。(第4項)
- ・ 座長は、協議に必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見、説明、資料提出を求めることができる。(第5項)

8. 事務局の設置（第9条）※

地域公共交通会議では、事業実施や会計を管理することから、事務局を置き、必要な事務を行わせる。

- ・ 交通会議の庶務を処理するため、生活福祉部市民生活課に事務局を置く。(第1項)
- ・ 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長は生活福祉部市民生活課長をもって充てる。(第2項)
- ・ 事務局は、次の事務を行う。(第3項)
 - (1) 会議の開催に関すること。
 - (2) 会議の資料作成に関すること。
 - (3) 交通会議が実施する事業に係る事務に関すること。
 - (4) 交通会議の財務に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

9. 経費の負担及び財務（第10条・第11条）※

交通会議が実施する事業に要する経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる(第10条)こととし、財務に必要な事項は、会長が別に規程等により定める。(第11条第1項)

ただし、計画の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合は、会長が交通会議に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。(第11条第2項)